

新型コロナワクチン接種情報



接種関連の
ホームページへ

町新型コロナワクチン接種対策チームから、新型コロナワクチン接種についてお知らせします。

■問い合わせ先…町新型コロナワクチン接種対策チーム(保健センター内) ☎34-9808

町に転入した人へ接種券発行について

町に転入後、新型コロナワクチン接種を希望する人は、町が発行する接種券が必要です。転入前の市区町村で発行した接種券は使用できないため、注意してください。

以下の項目に該当する人で、接種券の発行を希望する場合は、交付申請をしてください。

新型コロナワクチン接種券の交付対象者

次のいずれかに該当する人が接種券の交付対象です。

■追加接種(オミクロン株対応ワクチン)対象者

- ①65歳以上の人
- ②12~64歳で、下記のいずれかに該当する人
 - ▷基礎疾患のある人や重症化リスクが高いと医師が認める人
 - ▷医療従事者や高齢者施設等の従事者
- ③5歳以上でオミクロン株対応ワクチンを接種していない人

■初回接種(従来株ワクチン)対象者

- ①生後6カ月以上で、下記のいずれかに該当する人
 - ▷5歳以上で、従来株ワクチンを2回接種していない人
 - ▷4歳以下で、従来株ワクチンを3回接種していない人

接種券交付の申請方法

申請に必要な書類をそろえ、町新型コロナワクチン接種対策チーム窓口(町保健センター内)に持参してください。

■申請に必要な書類

- ①接種券発行申請書 ※町ホームページからダウンロードできるほか、窓口でも配布します。
- ②過去の接種記録を証明する書類の写し(下記のいずれか1つ)
 - ▷接種済証 ▷接種記録書 ▷接種証明書(ワクチンパスポート)
 - ▷転入前自治体から発行された未使用の新型コロナワクチン接種券

■申請窓口

町新型コロナワクチン接種対策チーム(町保健センター内) ☎34-9808
▷所在地…平泉字志羅山45-2 ▷受付日時…平日9:00~16:30

低所得者向け子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食費などの物価高騰による影響を踏まえ、低所得者の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給します。

■対象者

- ①令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者だった人
- ②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児は20歳未満)を養育する父母などで、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人(令和6年2月29日(木)までに生まれた新生児なども対象)

■支給額…児童1人当たり50,000円

■申請方法

①は申請不要ですが、②は申請が必要です。申請書に振込先口座などを記入し、必要書類とともに町民福祉課の窓口へ直接、または郵送で提出してください。申請内容を審査後、指定口座に振り込みます。

申請書は、町ホームページからダウンロードできます。

■申請期限…令和6年2月29日(木)

■申し込み・問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

町に「平泉回想鳥瞰図」びょうぶを寄付

日本画家・村田林藏さん
(花巻市大迫町出身)



「平泉回想鳥瞰図」びょうぶ(写真奥)の贈呈状を青木町長(左)に手渡す村田林藏さん=5月22日

町は5月22日、花巻市大迫町出身の日本画家村田林藏さん(神奈川県鎌倉市)から、日本画「平泉回想鳥瞰図」びょうぶの寄付を受けました。奥州藤原氏全盛期の平泉を空から見た様子を想像し、平泉を何度も訪れてイメージを固めながら、構想から約2年かけて描いた高さ1.8メートル、長さ3.2メートルの大作。村田さんは「平泉を理解する上で役立てられたい」と願いました。

平泉文化遺産センターで村田さんから贈呈状を受け取った青木町長は「平泉の魅力を発信するため活用させていただきます」と謝意を伝えました。びょうぶは、センター内に展示する予定です。

児童手当の現況届について

児童手当の現況届について、児童の養育状況が変わらない場合は提出が原則不要です。継続して提出が必要な人には、6月上旬に届け出用紙などを送付しますので、6月30日(金)までに忘れずに提出してください。提出がない場合は、6月分以降の手当の支給が停止されます。

一定以上の所得がある人に支給している「特例給付」には、所得の上限が設けられています。

■提出・問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562

■所得の上限額

下の【表】の通りです。特例給付該当となる所得制限限度額に変更はありません。

■届け出

受給者や児童の届け出内容に変更がある場合は、忘れずに届け出てください。詳しくは町ホームページを確認してください。

■公務員への支給について

公務員は勤務先から児童手当が支給されます。公務員になった場合、公務員でなくなった場合、公務員で勤務先に変更がある場合、勤務先と住所地の市町村に届け出や申請をしてください。

■その他

特例給付の所得上限を超えた人は、資格喪失となります。翌年度以降に所得上限を下回り、手当を受給する場合は改めて申請が必要です。申請が遅れると、遅れた月分の手当は原則受けられません。

【表】所得上限限度額

扶養親族などの数(カッコ内は例)	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合など)	858万円	1,071万円
1人 (児童1人の場合など)	896万円	1,124万円
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	934万円	1,162万円
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	972万円	1,200万円
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	1,010万円	1,238万円
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	1,048万円	1,276万円